

別紙3中、1. (1)①(ロ)Cに次のただし書きを加える。

ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、100キロメートルを超え200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超え400キロメートルまでの部分について30パーセント、400キロメートルを超え600キロメートルまでの部分について40パーセント、600キロメートルを超え800キロメートルまでの部分について45パーセント、800キロメートルを超える部分について50パーセントの割引を行う。

別紙3中、1. (1)①イ(ハ)ロを次のとおり改める。

ロ)インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

A 中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位:キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位:円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

B 中日本高速道路株式会社が別に定める期間

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位:キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位:円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超え、400以下の場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
400を超え、600以下の場合	$(0.6 + \frac{75}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
600を超え、800以下の場合	$(0.55 + \frac{105}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
800を超える場合	$(0.5 + \frac{145}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注)上表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イBに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'n: 大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)、飛驒特別区間(n3)又は(ロ)イBに定める区間(n4)のキロ程(単位:キロメートル)

R : (ロ)イBに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額

(単位:円)

R'n:大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)、飛騨特別区間(n3)又は(ロ)イ)Bに定める区間(n4)の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

別紙3中、1.(2)②のうち、

「令和5年3月31日まで」を「令和6年3月31日まで」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)ロのうち、

「コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路、横浜横須賀道路のうち釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間、一般国道126号(千葉東金道路)のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間及び東金インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間、東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から山武市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「京葉道路等」という。)における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。」を「コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路、横浜横須賀道路のうち釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(横浜市から藤沢市まで)、一般国道126号(千葉東金道路)のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間、東京湾横断・木更津東金道路のうち東金インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から山武市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「京葉道路等」という。)における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。」に改める。

別紙3中、1.(2)⑮のうち、

「イ 中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで」を「イ 令和5年3月26日まで」に改める。

別紙3中、1.(2)⑮のうち、

「ロ 中日本高速道路株式会社が別に定める日から」を「ロ 令和5年3月27日以降」に改める。

別紙3中、1.(2)⑮ロ(イ)ロのうち、

「ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。」を「ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。」に改める。

別紙3中、1.(2)⑯イのうち、

「大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車」を「ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信

による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）」に改める。

別紙3中、1. (2)⑰ハのうち、

「令和4年4月2日から同年11月27日まで。」を「令和5年4月1日から同年11月26日まで。」に改める。

別紙3中、1. (2)⑱から㉔を㉒から㉔までそれぞれ繰り下げ、⑰の次に次の項目を追加する。

⑱深夜割引(見直し後)

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、午後10時から翌午前5時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間の通行料金に適用する。

⑲深夜割引(見直し後)(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、午後10時から翌午前5時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間の通行料金に適用する。

⑳深夜割引(見直し後)経過措置(Ⅰ)

イ 割引をする自動車

⑱イ又は⑲イに掲げる自動車のうち、走行経路に基づく距離が1,000キロメートルを超え、かつ一定の距離以上、午後10時から翌午前5時までの間に高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間を通行する自動車。なお、一定の距離については、中日本高速道路株式会社が別に定めるものとする。

ロ 割引率等

割引率は走行経路に基づく距離が1,000キロメートルを超える部分について30パーセントとし、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

㉑深夜割引(見直し後)経過措置(Ⅱ)

イ 割引をする自動車

⑱イ又は⑲イに掲げる自動車のうち、午後10時から午後11時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

ロ 割引率等

割引率は20パーセントとし、午後10時から午後11時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間の通行料金に適用する。

別紙3中、1. (6)の次に、次の項目を追加する。

(7)附則

- ① (2)③及び⑩から⑪まで並びに(2)③及び⑩から⑪までに係る事項については、追って定めるものとする。ただし、(2)⑩から⑪まで及び(2)⑩から⑪までに係る事項については、中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までは適用しないものとする。
- ② (2)⑳及び㉑並びに(2)⑳及び㉑に係る事項については、①に定める日から5年程度の間適用することとし、その期間の末日は中日本高速道路株式会社が別に定めるものとする。